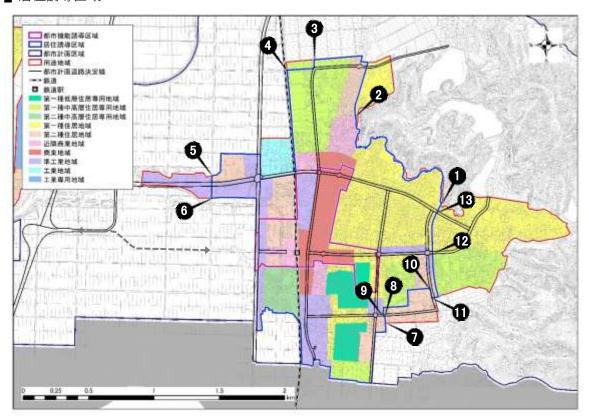
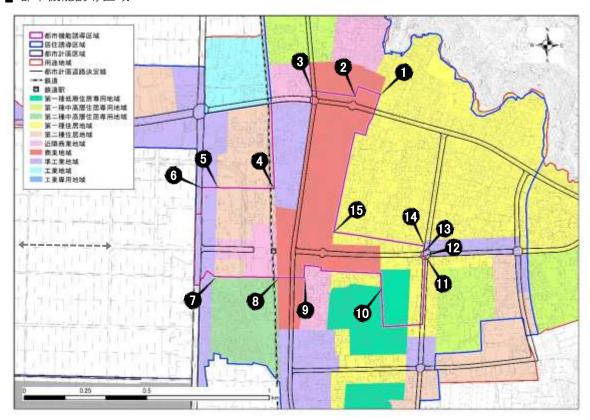
居住誘導区域



■居住誘導区域の区域界

番号	境界の考え方
1 - 2	→用途地域を境界とする。ただし、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)は除く。
2 - 3	⇒用途地域を境界とする。
3 - 4	→道路中心線を境界とする(公共下水道の未整備区域を除く)。
4 - 5	→用途地域を境界とする。
5 - 6	⇒道路中心線を境界とする。
6 - 7	⇒用途地域を境界とする。
7 - 8	⇒敷地境界を境界とする。
8 - 9	⇒道路端を境界とする。
9 - 10	→用途地域を境界とする。
10 - 11	⇒道路端を境界とする。
11 - 12	→用途地域を境界とする。
12 - 13	⇒都市計画道路の決定線(中心線)から30mを境界とする(沿道系用途地域の指定方
	法に準じる)。
13 - 1	⇒都市計画道路の決定線(中心線)の見通し線から30mを境界とする(沿道系用途地
	域の指定方法に準じる)。

都市機能誘導区域



■ 都市機能誘導区域の区域界

番号	境界の考え方
1 - 2	⇒道路中心線を境界とする。
2 - 3	➡見通し線を境界とする。
3 - 4	⇒用途地域を境界とする。
4 - 5	⇒道路中心線を境界とする。
5 - 6	⇒見通し線を境界とする。
6 - 7	⇒駅西地区地区計画の地区界を境界とする。
7 - 8	⇒用途地域を境界とする。
8 - 9	⇒見通し線を境界とする。
9 - 10	⇒用途地域を境界とする。
10 - 11	⇒道路中心線を境界とする。
11 - 12	⇒道路中心線の端点から道路境界への見通し線を境界とする。
12 - 13	⇒見通し線を境界とする。
13 - 14	⇒道路端を境界とする。
14 - 15	⇒道路中心線を境界とする。
15 - 1	⇒用途地域を境界とする。